

旅行業法の一部を改正する法律案要綱

第一 新たな旅行契約の態様の設定

新たな旅行契約の態様として、単なる代理、媒介又は取次にとどまらず、旅行業を営む者が旅行に関する計画を作成するとともに、運送又は宿泊のサービスの提供に係る契約を自己の計算において締結する企画旅行契約を設定すること。（第二条第四項関係）

第二 旅行業務取扱主任者制度の見直し

一 旅行業務取扱主任者の名称を旅行業務取扱管理者に改め、旅行に関する計画の作成等に対する管理及び監督に関する事務を追加すること。（第十一条の二第一項関係）

二 旅行業者等は、旅行業務取扱管理者について、その職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るよう努めなければならないこととする。（第十一条の二第六項関係）

三 一般旅行業務取扱主任者試験及び国内旅行業務取扱主任者試験の名称を、それぞれ総合旅行業務取扱管理者試験及び国内旅行業務取扱管理者試験に改めること。（第十一条の三第一項及び第二項関係）

第三 旅行業者の責任範囲の拡充

旅行業者は、企画旅行を実施する場合においては、旅行の円滑な実施を確保するために必要な措置（旅程管理業務）を講じなければならないこととする。 （第十二条の十関係）

第四 旅程管理研修（旅程管理業務に関する研修）制度の見直し

旅程管理研修の課程に係る指定制度を登録制度に改めること。 （第十二の十二から第十二条の二十八まで関係）

第五 旅行業者等の業務の適正な運営の確保

旅行業者等又はその従業者等が、その取り扱う旅行業務に関連して、旅行者の保護に欠け、又は旅行業の信用を失墜させる行為を行うことを禁止すること。 （第十三条第三項第四号関係）

第六 旅行業者代理業の適正な運営の確保

一 国土交通大臣は、旅行業者代理業者に対し、その行う営業が旅行業であると誤認させ、又は所属旅行業者を誤認させないようにするための措置をとるべきことを命ずることができることとする。 （第十四条の三第四項関係）

二 所属旅行業者は、原則として旅行業者代理業者が旅行業務につき旅行者に加えた損害を賠償する責

めに任ずることとする。 (第十四条の三第五項関係)

第七 営業保証金制度及び弁済業務保証金制度の見直し

旅行業者が供託している営業保証金及び弁済業務保証金による弁済の対象を、当該旅行業者等と取引をした旅行者のみに限定すること。 (第十七条第一項及び第二十二條の九第一項関係)

第八 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めること。 (附則第二条から第八条まで関係)